

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市かりんちゃんバス共同運行費等補助金
補助事業等の 目 標	諏訪市内で運行するかりんちゃんバスの共同運行に要する費用を補助することにより、均一かつ低廉な運賃及び持続的な運行を確保し、もって高齢者、交通弱者等（以下「交通弱者等」という。）の日常交通手段としての地域公共交通を維持し、広く市民の社会参加の促進に寄与する。
補助事業等の 対 象 者	市が計画するかりんちゃんバスの共同運行を行う路線バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。）
補助対象経費	4月1日から翌年3月31日までの1年間のかりんちゃんバスの運行に係る経常経費として次に掲げる経費の額を合算した額から経常収益を控除した額 (1) 1便当たりの運行経費単価として市長が定める額に年間運行便数を乗じて得た額 (2) その他運行を維持するために市長が特に必要と認めた経費の額
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	補助対象経費の10分の10以内で市長が定める額 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 市が計画して共同運行するバスであり、交通弱者等の福祉バスとしての役割も担う公共交通の確保及び維持をする必要があるため
補助事業等の 評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	令和3年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 交通弱者等の日常的な交通手段としての地域公共交通を維持するため
情 報 の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	補助金の交付の条件は、次のとおりとする。 (1) 運行の確保を図り、利用客の増加及びバス運行に要する経費の節減に努めること。 (2) 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
提 出 書 類	1 補助金の交付を受けようとする者は、規則に定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 補助対象期間の補助事業に係る経常経費及び経常収益の内訳を記載した帳票類又はこれに準ずる書類 (2) その他市長が必要と認めた書類

	<p>2 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則に定める報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助対象期間の運行路線ごとの輸送人員及び運送収入を記載した運送実績書</p> <p>(2) 運行の維持に必要な経費に係る支払を証する書類の写し</p>
	<p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p><b>担 当 部 署</b></p>	<p>諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域戦略係</p>

令和 3年 3月25日 制定 (令和 3年 4月 1日 施行)